

総務財政常任委員会会議録

令和6年12月13日(金曜日)

鹿 角 市 議 会

出席委員等（5名）

委員長	金澤大輔	副委員長	湯瀬誠喜
委員	宮野和秀	委員	兎澤祐一
委員	笹本真司		

欠席委員（0名）

事務局出席職員

事務局長	花ノ木正彦	書記	青山智晃
------	-------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

総務部長	金澤修	総務部検査官兼契約検査室長	佐藤千絵子
総務部付部長待遇	奈良巧一	監査委員事務局長	村木正幸
総務部付次長待遇	木村正樹	会計管理者兼会計課長	関本和人
総務課長	守田敏子	総務課危機管理監兼危機管理室長	阿部厳祐
総務課政策監兼行政班長	似鳥映	総務課政策監兼デジタル行政推進室長	黒澤昌基
総務課付課長待遇	黒沢書彦	総務課付課長待遇	本田浩之
政策企画課長	成田靖浩	財政課長	相川保
財政課政策監兼管財地籍班長	佐藤洋輔	選挙管理委員会事務局長	児玉充
総務課主幹兼職員班長	工藤伸哉	総務課危機管理室主幹	児玉健司
政策企画課主幹兼政策推進班長	石木田真知子	政策企画課総合戦略室主幹兼総合戦略室長	成田仁文
財政課主幹兼財政班長	田村宏一	監査委員事務局主幹	鈴木忍
選挙管理委員会事務局主幹	古川昭子	総務課副主幹兼秘書班長	畑澤正樹
総務課デジタル行政推進室副主幹	木村貴宏	政策企画課副主幹兼鹿角ライフ促進班長	似鳥恵美子
会計課副主幹	木村陽子		

午前 10 時 00 分 開会

【開 会】

○金澤委員長 委員の出席が定足数に達しておりますので、ただいまより総務財政常任委員会を開会いたします。

【委員長挨拶】

○金澤委員長 本日の会議であります。去る 11 月 29 日並びに 12 月 12 日の本会議において、当委員会に付託されました議案 9 件並びに陳情 1 件について、それぞれ審査をお願いするものであります。当局から詳細なる説明を受け、慎重に審査してまいりたいと思います。

ここで、委員及び職員の皆様をお願いいたしますが、会議記録を作成する関係上、発言の際は委員長の許可を得た上で、お手元にありますマイクスイッチをオンにして、赤色のランプが点灯してから発言願います。

また、発言終了後は、マイクスイッチをお切りくださいますようご協力をお願いいたします。

なお、委員長の許可がない発言については、会議記録上、不規則発言として記載されることとなりますので、徹底してくださるようお願いいたします。

【所管事項の報告について】

○金澤委員長 それでは、会議次第に従い進めてまいります。

初めに、所管事項の報告を受けます。順次報告を受けた後、項目ごとに区切って質疑を受けてまいります。

それでは、順次報告願います。総務部長。

○金澤総務部長 それでは、所管事項の報告を申し上げます。

資料は 3 ページになりますので、ご覧いただきたいと思います。

総務財政常任委員会の所管事項は、全部で 4 項目ございますけれども、私からは項目 1 を報告させていただき、項目 2 から項目 4 までは、それぞれ各担当からご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

項目 1 の令和 6 年度鹿角市総合防災訓練についてであります。資料 1 をご覧いただきたいと思います。

令和 6 年度鹿角市総合防災訓練実施要領であります。

開催期日・場所は、12 月 21 日（土）午前 9 時 30 分から、市役所及び東側駐車場を会場に開催いたします。

鹿角市で震度 5 強の地震が発生したという想定で、自主防災組織や自治会、消防団から参加して

いただき訓練を実施します。

訓練の内容であります。発災後、市役所会議室に災害対策本部を設置するほか、駐車場では自主防災組織を中心に初期消火訓練や救命救護訓練などを行います。

また、前回と同様、市議会議長と各常任委員会の委員長の皆様には、ご案内をしております。ご来賓の皆様からは、災害対策本部設置訓練後の午前 10 時より行う屋外訓練からご覧いただきたいと思っております。

なお、当日午前 10 時 30 分から、交流センターを会場に第 1 回目となる秋田県・鹿角市及び日本赤十字社秋田県支部との合同災害救護訓練を実施いたします。

こちらにつきましては、自主防災組織等は参加せず、主に関係機関の職員を中心とした訓練を行うものであります。

事務局とも調整し、避難所開設や保健師と連携した救助体制の手順の確認が主な訓練となります。こちらにつきましては、ご来賓への案内は控えることとしておりますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

○金澤委員長 政策企画課長。

○成田政策企画課長 資料 3 ページをお願いいたします。

2 のかづの未来の若者会議の開催についてであります。7 次総後期基本計画の策定に当たり、ふるさと鹿角を担う若者たちと一緒にまちの将来を考え、様々な意見やアイデアを計画づくりに生かすとともに、本市の未来を自分事として考えてもらいながら、市政への関心や郷土愛を醸成することを目的として、市内中学生及び高校生によるかづの未来の若者会議を開催いたします。

日時は年明け 1 月 7 日（火）13 時から、会場はコモッセ研修室です。

会議に先立ちまして、来週職員が各学校を訪問し、本市の現状や課題に関する事前講義を実施した上で、1 月 7 日当日は、「住み続けたいまち、市外の人から選ばれるまち」をテーマに、ワークショップ形式で話し合ってください。参加する生徒は、市内中学校及び鹿角高校から推薦いただいた生徒 15 人で、出された意見等については、提案書として取りまとめ、市長に提出していただく予定です。

市民公開型で行いますので、年明けのお忙しい時期とは存じますが、ご聴講いただければと存じます。

また、高校生から 39 歳以下の市民 900 人に対し、12 月 1 日を期限として、若者アンケートを実施しておりますが、現在集計作業中ですので、取りまとめ作業が終わり次第報告させていただきます。

いと思います。

次の、3の移住情報発信事業についてであります。地方への移住等に関心が高い方に対し、本市の魅力を伝え、つながりをつくる場を創出し、本市への移住や交流のきっかけとしていただくことを目的とし、11月23日・24日、東京都中央区のアキタコアベースを会場に、かづの移住・交流フェアを開催し、2日間で20人からご参加いただきました。

1日目は、秋田県と共催で「あきたとつながる！トーク&交流c a f e」と題し、農業をテーマに、地域おこし協力隊のOB・OG及び現役隊員、農業研修生によるトークセッションを行いました。

2日目は、「鹿角市の地域おこし協力隊のリアル」をテーマに、現役隊員とOB隊員によるトークセッションと地域おこし協力隊の募集を行っております。

今回のフェアでは、農業研修生として移住してきた若者や、東京で鹿角家U25の活動に積極的に協力していただいている若者にも参加していただき、イベント参加者と交流するなど、新たな仕掛けを行うことで、参加者の満足度が高い内容にすることができております。

説明は以上です。

○**金澤委員長** 選挙管理委員会事務局長。

○**児玉選挙管理委員会事務局長** 選挙管理委員会事務局からは、4の鹿角市議会議員一般選挙について報告いたします。

4ページをお開きください。

(1)の立候補予定者説明会ですが、記載のとおり今年12月26日(木)午後1時30分から、市役所を会場に開催いたします。例年でありますと年が明けて1月の中旬から下旬にかけて開催しておりましたが、市議会議員選挙以降の選挙日程も見据えた上で、前倒しで実施することとしたものであります。

なお、説明会の案内につきましては、市ホームページや市広報の12月号でも周知しております。

(2)の投票所の開設期間・日時ですが、3月2日(日)告示、9日(日)投票日となりまして、期日前投票の場所と日時は表に記載のとおりであります。

投票所につきましては、期日前・当日投票、全て共通投票所として、常設で7か所を予定しております。

(3)の巡回式期日前投票所の開設につきましては、先の衆院選と同様に、3日間の日程で34か所の開設を予定しておりますが、箇所数や開設場所につきましては、来年1月開催予定の選挙管理委員会で決定することとしております。

選挙管理委員会からの報告は以上です。

○**金澤委員長** 所管事項の報告が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、報告事項1の「令和6年度鹿角市総合防災訓練について」、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。笹本委員。

○**笹本委員** 自治会と自主防災組織の参加というのは、原則全てですか。それとも、希望者のみでしょうか。

○**金澤委員長** 危機管理監。

○**阿部総務課危機管理監 兼 危機管理室長** 今回の自主防災組織と自治会の参加者ですけれども、自主防災組織については、ここ2年間で市の補助金を利用して資機材を整備した組織と、あと自治会については、会場周辺の自治会に声をかけさせていただきました。数については、自主防災組織は6組織、自治会は3自治会となります。

○**金澤委員長** 笹本委員。

○**笹本委員** 自治会については、その周辺の自治会が趣旨に合うということなんですか。実際に市役所を想定とした訓練なので、その周辺の自治会。要するに離れたところというのは、具体的には関わる可能性が少ないので、周辺のみに声をかけているということによいですか。

○**金澤委員長** 危機管理監。

○**阿部総務課危機管理監 兼 危機管理室長** 今回の想定が地震ということで、鹿角市全域には及ぶと思うんですけれども、毎回会場近くの自治会に声をかけていますので、今回は3自治会に絞った形になります。

○**金澤委員長** 笹本委員。

○**笹本委員** そうすると、ほかの会場から離れた自治会の方々の地震とかに対する防災意識の醸成とかスキルアップについては、どのように考えていますか。

○**金澤委員長** 総務課長。

○**守田総務課長** 市の総合防災訓練ですけれども、3年に1回開催しておりますけれども、その都度地区、会場を変えて実施しておりますので、そのときの会場に近い自治会の方にご参加いただいているという状況がございます。

○**金澤委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、次に、報告事項2の「かづの未来の若者会議の開催について」、

質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

この際、暫時、副委員長と交代いたします。

○湯瀬副委員長 それでは、暫時、委員長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

質疑を行います。金澤委員。

○金澤委員 結果を市長に報告するということですが、報告した後、どういうふうな過程で進んでいくのか教えてください。

○湯瀬副委員長 成田主幹。

○成田政策企画課総合戦略室主幹 兼 総合戦略室長 今回、生徒の皆様から、次世代の視点から基本構想や施策体系等に対する意見や考え方をいただきたいと思っております。

生徒の皆さんからいただいた提言書につきましては、次年度以降になりますけれども、基本構想案の中にその意見を落とし込むような形で進めたいと思っております。また、具体的な事業につきましても、各課において検討いただきながら総合計画後期計画のほうに登載していきたいと考えております。

○湯瀬副委員長 金澤委員。

○金澤委員 ぜひ、そう進めていただきたいのと、その結果については、参加された生徒や学校への報告も考えられているのか、お願いします。

○湯瀬副委員長 成田主幹。

○成田政策企画課総合戦略室主幹 兼 総合戦略室長 第7次総合計画を策定する際にも、未来の若者会議を開催しておりまして、その際に提言書を頂きました。出された意見として、例えば大学の創設といった意見などもありまして、そうした取組については、進めていくということを報告しておりますし、今回選ばれた生徒の方々にも前回こうやって意見をいただいた中で、市がこのように取組を進めているということはお伝えしながら、やりがいを持ってこの会議に参加していただきたいと考えております。

○湯瀬副委員長 金澤委員。

○金澤委員 参加された子供たちもそうですけれども、学校側にとってもアンサーが一番大事だと思いますので、ぜひその辺をやっていただきたいと思います。

○湯瀬副委員長 それでは、委員長と交代いたします。

○金澤委員長 ほかにございませんか。笹本委員。

○笹本委員 若者たちに事前に配付する資料とか講義の中身、この中身によって多分議論の深さとか、対象というのが結構変わってくると思うんですが、どのようなものをやる予定でしょうか。

○金澤委員長 成田主幹。

○成田政策企画課総合戦略室主幹 兼 総合戦略室長 今回事前に学習していただくことによって、より理解を深めていただきたいと考えておりました、政策企画課総合戦略室の職員が学校に赴いて参加していただく生徒に出前講座のように事前講義をしたいと考えております。その中身についてですけれども、本市を取り巻く社会情勢であったり、または市の強み弱みといった課題があるというところをしっかりと伝えて、それを自分ごととして捉えていただけて、提案いただけるようにしたいと考えております。

○金澤委員長 笹本委員。

○笹本委員 その際は、数値的なものとか将来予測的なデータは、積極的に出していくのでしょうか。

○金澤委員長 成田主幹。

○成田政策企画課総合戦略室主幹 兼 総合戦略室長 深いところまでいくと難しい部分も出てくるかと思いますが、一番の課題であります人口の問題については、グラフで将来予測を示しながらお話をしていきたいと考えております。特に若者、女性の減少が課題となっておりますので、そちらをどのように考えていただけるか、その点に力を入れていきたいと考えています。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、次に、報告事項3の「移住情報発信事業について」、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。兎澤委員。

○兎澤委員 これ毎年、年に何回かやっているかと思うんですけど、20人参加されて移住も頭打ちになっている状況もあるのかなという思いもしているんですけど、手応えとか毎回やられていて雰囲気的にどういう感じなのか、あと今後に向けた課題も見えてくると思うんですけど、その辺はいかがでしたか。

○金澤委員長 似鳥副主幹。

○似鳥政策企画課副主幹 兼 鹿角ライフ促進班長 年に首都圏で6回ほど移住・交流フェアに出展させていただいておりますが、今まで出展しているフェアは、国や県が主催しているフェアに出展をしていただく形を取っております。平均しますと、大体1回当たり5組、5人から6人ほどの相談を受け付けておりましたが、今回は鹿角市単独の開催をさせていただいたところ、1日それぞれ8組、合わせて20人ということではいつもの倍以上の人数の方にご参加いただけたところです。

今回は、移住相談だけではなくて鹿角市に移住まではできないけれども、鹿角のために何かをしたい、つながりを持ちたいという方も増えております。二拠点居住などを検討していらっしゃる方

なども相談が多いですので、移住だけではなくて、鹿角とのつながりを持つ交流の場をつくるということで、今回は交流も目的として実施をさせていただきました。

今回、実施してすごく手応えを感じたところが、鹿角家U25 活動に以前参加をされた方がいらっしゃるんですけども、その方はもう 25 歳を過ぎてしましまして、会員としての参加ができないんですけどもフェアに来ていただいて、さらにご友人を連れて来てくださいます、25 歳を過ぎたけれどもU25 の活動にこれから運営メンバーとして積極的に協力をしていきたいということで、新たな協力体制が築けたことと関係人口を増やすことができたところは手応えを感じております。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 参加者は、ほとんどの方が鹿角に縁のある方なんですか。それとも、全く縁のない人というのはないんでしょうけれども、その辺の状況はどうなっているんでしょうか。

○金澤委員長 似鳥副主幹。

○似鳥政策企画課副主幹 兼 鹿角ライフ促進班長 鹿角出身の方もいれば、祖父母が鹿角出身の方もいらっしゃいますし、全く縁もゆかりもない方もいらっしゃいます。今回は、来年移住を予定されている方ですとか、実際に移住を検討されている方のほかにも、鹿角家の会員としてつながりを持っていただいている方からもご参加いただいております。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、次に、報告事項 4 の「鹿角市議会議員一般選挙について」、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、所管事項の報告についてはこれで終わります。

【案 件】 (1) 付託事件の審査について

○金澤委員長 次に、案件に入り、(1)付託事件の審査を行います。

初めに、議案第 63 号「鹿角市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○守田総務課長 それでは、議案書の 20 ページをお開き願います。

議案第 63 号鹿角市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてであります。

提案理由ですが、高年齢職員の多様な働き方を促すことを目的に、高齢者部分休業を導入するた

め、条例を制定するものです。

次のページをお願いします。

鹿角市職員の高齢者部分休業に関する条例（案）です。

第1条は、この条例の趣旨として、高齢者部分休業について規定している地方公務員法第26条の3の規定に基づき、鹿角市職員の高齢者部分休業に関し、必要な事項を定めるものとします。

第2条は、高齢者部分休業の承認等に関する規定です。

同条第2項において、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」第2条第1項及び第2項の規定による、当該職員の1週間当たりの勤務時間の2分の1に相当する時間を超えない範囲内で、15分を単位として行うものとします。

また、第3項では、対象とする職員は55歳以上の者とします。

第3条は、高齢者部分休業中の給与に関する規定ですが、勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減じて給与を支給する旨定めます。

第4条は、承認の取消し及び休業時間の短縮に関する規定です。

任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難となった場合で、当該職員の同意を得たときは、部分休業の承認を取消し、または当該承認に係る1週間当たりの休業時間を短縮するものとします。

第5条は、休業時間の延長に関する規定です。

任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申請があった場合で、公務の運営に支障がないと認めるときは、第2条第2項に定める範囲内で休業期間の延長を承認することができる旨定めます。

第6条には、委任規定を置きます。

附則第1項の施行期日として、この条例は、令和7年4月1日から施行します。

次のページになりますが、第2項として、条例の施行前の承認申請等に要する準備行為に関する規定を置きます。

以上で議案第63号の説明を終わります。

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等ございましたら発言願います。笹本委員。

○**笹本委員** 第2条3項の解釈するところ、ここにおける高齢者というのは55歳以上を指すと思うんですが、現在寿命も長くなっていて高齢者ってイメージするものと異なっているようには見えるんですが、この高齢者という用語自体は、法体系の地方公務員法の定義と関連するものなので使

っているということなんでしょうか。

○金澤委員長 工藤主幹。

○工藤総務課主幹 兼 職員班長 地方公務員法において定められている高齢者部分休業については、高年齢として条例で定める年齢ということで定めておまして、制度化するに当たってこれからは定年延長も含めまして65歳になりますが、そういった職員が多様に働くことができる制度ということで、自治会活動ですとか、学校の活動ですとか、いろいろな活動をするに当たって活躍してもらうためには、高齢者とはいいますけれども、ある程度の年齢の方から休業をすることができる制度ということで、定義は違うかもしれませんが、制度化するに当たって広く定めております。

○金澤委員長 笹本委員。

○笹本委員 勤務時間の管理を15分単位で行っているのに対して、給与の支給に関しては1時間単位で考えているように見えるんですが、半端になったときとか、日によって例えば残業とか休日出勤した場合はどのような相殺になるのでしょうか。

○金澤委員長 工藤主幹。

○工藤総務課主幹 兼 職員班長 取得が15分単位というのは、実情に合わせて15分単位が一番取りやすいということでの規定です。1か月当たりの休業時間を通算して減額します。時間外勤務については、別途の計算となります。

○金澤委員長 ほかにございませんか。兎澤委員。

○兎澤委員 例えば休業を取るという形になると本人が申請して、私55歳以上になったからここで休むとか。実質的にはどういうふうな形で取得することになるのか。先ほど笹本委員から1時間単位で給与の減額があるとかいろんな状況があるようですけども、働き方の改革の一環としてそうになっているのか、その辺のところをちょっとお聞かせください。

○金澤委員長 工藤主幹。

○工藤総務課主幹 兼 職員班長 時間の概念ですが、1週間当たりの勤務時間の2分の1に相当する時間を超えない範囲内ということになりますが、実際毎日1時間ですとか、1日置きに2時間ですとか、その人の生活するキャリアというか何に時間を割くかによって、ワークライフを自由に定めることができますので、申請して任命権者が支障ないと認めた場合にできるという制度であります。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 実質55歳以上になったから私は高齢者ですでは——管理職の方はこれには該当しなくなるのか。職員全員に該当するんですか。

○金澤委員長 工藤主幹。

○工藤総務課主幹 兼 職員班長 市長部局であれば市長が認めるということになりますので、管理職であっても、例えばですけれども、自治会活動ですとか、スポ少活動などに従事する場合もあると思いますので、そういった方でもできるような制度になります。具体的に何かあるということではありませんが、制度としてまず設けておくというふうに考えています。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 今までこういう事例はないんですね。実際に 55 歳以上になって体調が優れなくて例えば業務に支障があるから休むとかは、実際にあったんですか。

○金澤委員長 総務課長。

○守田総務課長 この条例を制定することによって部分休業が取得できるということになりますので、これまでに、もし体調不良等ということであれば病気休暇などほかの制度を利用したことはあっても、こういうふうに部分的に休むということは制度としては本市ではまだなかったという状況です。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 今ちょっと話を聞いてふと思ったんだけど、例えば今在宅ワークもできるような感じになっているじゃないですか。その辺のところとの兼ね合いとかも含めて考えているんですか。

○金澤委員長 工藤主幹。

○工藤総務課主幹 兼 職員班長 その休みの期間に何をするかということは限定はしていません。その中で副業をするということであれば営利企業の申請をしてもらいながら認めてもらうことがまず前提です。

○金澤委員長 総務課長。

○守田総務課長 在宅ワークとおっしゃるのはテレワーク制度のことかと思いましたがけれども、本市のテレワーク制度においては、やはり対象にできる範囲がまだかなり限られておりますので、そうしたところの調整は今後図っていく必要があるかと思っております。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 今後想定されるものはほとんど網羅した形でやはり職員一人一人に対して配慮ができるような形の条例制度にしないと。どこか欠けている状況になると皆さんそれぞれ職員の方が誇りを持ってしっかり市民のためにと考えてやっているのが、逆にそこだけ欠けてしまっているとまずいと思うので、その辺も配慮して条例をしっかりお願いしたいと思います。

○金澤委員長 総務課長。

○守田総務課長 こちらの部分休業制度ですけれども、県内 13 市では 9 市で既に導入されておりますが、最初に導入した秋田市が平成 18 年度ですけれども、先ほど工藤班長からも話があったとおり定年が延長されることに伴って、やはりこういう制度も必要だろうということで今このタイミングで導入を図ったものでございます。また、県内ではこのような導入状況にはあるんですが、実際の実績としてはまだ秋田市で 1 件あるだけです、なかなかこの利用に踏み切れない部分はまだあるものと思っておりますけれども、今頂いたご意見を意識しながら利用しやすい制度になるように対応していきたいと思っております。

○金澤委員長 ほかにございませんか。笹本委員。

○笹本委員 高齢者というところから少しずれるかもしれませんが、先ほどの具体的な想定利用のところでスポ少活動というのがあったときに、自分の課題感としてはスポ少活動になると皆さん勤務が終わった後に子供たちが部活をやるのが午後 7 時とかになって、午後 9 時終わりになってそこから帰ってという感じでいくと、子供たちの生活リズムとか環境についても結構影響があるんじゃないのかなと思うところがあって。なので高齢者に限らず、例えばですよ、若い職員の方にも 3 時上がりにするとなれば、学校が終わった後にすぐ部活動ができて家に帰れてみたいなことでもできたりするのかなと考えると、そういうところを今後体系的に高齢者に限らず何か考えていただければと思いました。

○金澤委員長 総務課長。

○守田総務課長 そういった要望、希望というのは一定数あるものと認識しておりますが、公務とのバランスもございますので今後の検討課題とさせていただきます。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 63 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第 63 号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 64 号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」

を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○守田総務課長 続きます、議案書の 23 ページをお願いいたします。

議案第 64 号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。提案理由ですが、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の額の改定に鑑み、議会の議員の期末手当の額を改定するため、条例を改正するものです。

次のページをお願いします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）です。

第 1 条では、期末手当に関し規定している第 6 条第 2 項に定める支給割合を「100 分の 162.5」から「100 分の 177.5」とし、年間 0.15 月の引上げ分を、今年度は 12 月に支給する期末手当で調整します。

第 2 条では、同じく第 6 条第 2 項において、次年度以降は年間引上げ分 0.15 月を 6 月及び 12 月支給分を均等とするため、前条で改正した期末手当支給割合「100 分の 177.5」を「100 分の 170」とし、それぞれに 0.075 月を割り振るものです。

附則ですが、第 1 項及び、次のページになりますが第 2 項において、第 1 条の規定は、公布の日から施行し、令和 6 年 12 月 1 日から適用します。

第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

第 3 項で、第 1 条による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規定に基づく期末手当の内払いとみなすこととします。

以上で議案第 64 号の説明を終わります。

○金澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 64 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第 64 号について、原案のとおり可決すべきものと決し

ます。

次に、議案第 65 号「特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○守田総務課長 続きまして、26 ページをお開き願います。

議案第 65 号特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。

提案理由ですが、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の額の改定に鑑み、常勤特別職の職員の期末手当の額を改定するため、条例を改正するものです。

次のページをお願いします。

特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）です。

第 1 条及び第 2 条とも、期末手当の支給に関し規定している第 4 条を前議案と同様に改正し、支給割合を年間 0.15 月引き上げ、今年度分は 12 月支給分で調整し、次年度以降は引上げ分を 6 月及び 12 月に均等に配分することとするものです。

附則も前議案同様、第 1 条は、公布の日から施行し、令和 6 年 12 月 1 日から適用します。

第 2 条は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

次のページをお願いします。

第 3 項で、第 1 条による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規定に基づく期末手当の内払いとみなすこととします。

以上で議案第 65 号の説明を終わります。

○金澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 65 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第 65 号について、原案のとおり可決すべきものと決し

ます。

次に、議案第 66 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○守田総務課長 議案第 66 号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

提案理由ですが、秋田県人事委員会勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当等の額を改定するため、条例を改正するものです。

次のページをお願いします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）です。

第 1 条では、期末手当に関し規定している第 15 条第 2 項と、勤勉手当に関し規定している第 16 条第 2 項において、期末手当また勤勉手当の支給総額の上限を算出する際の乗率を引き上げます。

今年度は、年間引上げ分を 12 月支給分で調整するため、期末手当を規定する第 15 条第 2 項で、再任用職員以外の職員については「100 分の 120」を「100 分の 130」に、同条第 3 項で、再任用職員については「100 分の 68.75」を「100 分の 71.25」に、それぞれ年間 0.1 月、0.025 月分引き上げます。

また、勤勉手当は第 16 条第 2 項第 1 号で、再任用職員以外の職員については「100 分の 102.5」を「100 分の 107.5」に、同項第 2 号で再任用職員については「100 分の 48.75」を「100 分の 51.25」に、それぞれ年間 0.05 月、0.025 月分引き上げます。

次のページをお開き下さい。

寒冷地手当の額について規定している第 17 条の 2 では、扶養親族のある世帯主である職員は「17,800 円」を「19,800 円」に、扶養親族のない世帯主の職員は「10,200 円」を「11,400 円」に、その他の職員にあつては「7,360 円」を「8,200 円」にそれぞれ引き上げます。

また、このページから 53 ページまで記載している行政職に関わる別表第 1 及び教育職に関わる別表第 2 の各給料表については、多様で有為な人材の確保に向け、若年層に特に重点を置きつつ、全年齢層で月例給を引き上げることとし、その水準を平均 2.82%の引上げ改定を行います。

少し飛びまして、53 ページをお願いいたします。

第 2 条では、期末手当を規定する第 15 条第 2 項で、次年度以降は、再任用職員以外の職員については「100 分の 130」を「100 分の 125」に、同条第 3 項で再任用職員については「100 分の 71.25」を「100 分の 70」に改め、6 月及び 12 月の期末手当の支給割合を同率とします。

次のページをお願いします。

また、勤勉手当を規定する第 16 条第 2 項で、次年度以降は、再任用職員以外の職員について「100 分の 107.5」を「100 分の 105」に、再任用職員について「100 分の 51.25」を「100 分の 50」に改め、6 月及び 12 月の勤勉手当の支給割合を同率とします。

附則ですが、第 1 条の規定は公布の日から施行し、第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

第 1 条による改正後の条例中、給料表の改正規定は令和 6 年 4 月 1 日から、第 15 条及び 16 条の改正規定は令和 6 年 12 月 1 日から適用します。

また、第 1 条による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定に基づく給与の内払いとみなすこととします。

以上で議案第 66 号の説明を終わります。

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 66 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ご異議ないものと認め、議案第 66 号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 67 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○**守田総務課長** 議案書の 55 ページをお願いいたします。

議案第 67 号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてであります。

提案理由ですが、「刑法等の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、関係する条例について所要の改正を行うため、条例を制定するものです。

刑法改正の概要ですが、再犯防止対策の観点から、刑事施設における受刑者の処遇の充実を図る

ため、自由をはく奪する刑罰である自由刑の単一化が掲げられ、「懲役」及び「禁錮」を、新たな自由刑である「拘禁刑」として一本化を図るものです。

次のページをお願いします。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（案）です。

第1条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正です。

期末手当を支給しないケースと、期末手当の支給の一時差し止めを行うケースを規定する第15条の2及び第15条の3中、「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

次のページになりますが、併せて第15条の3第1号中の引用項のズレを改めます。

第2条は、鹿角市消防団員の定員、任免、報酬等に関する条例の一部改正です。

団員の欠格条項を規定する第4条中「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

次のページをお開き下さい。

第3条は、鹿角市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正です。

旧個人情報保護条例の廃止以前に、個人情報ファイルの他人への提供や業務で知り得た個人情報の他人へ提供した際の罰則規定を定めている制定附則第5項及び第6項中、「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

第4条は、鹿角市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正です。

個人情報ファイルを提供してしまった場合などの罰則規定を定める第52条、次のページになりますが、第53条、第54条中、「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

附則ですが、第1項の施行期日は、この条例は改正法の施行期日と同じ令和7年6月1日から施行します。

また、第2項から次のページの第5項まで、それぞれ経過措置の規定を置きます。

なお、本条例の制定に当たり、秋田地方検察庁との事前協議を行い、条文に反映しているものです。

以上で議案第67号の説明を終わります。

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 67 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ご異議ないものと認め、議案第 67 号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 68 号「鹿角市債権管理条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○**守田総務課長** 続きまして、61 ページをお開き願います。

議案第 68 号鹿角市債権管理条例の制定についてであります。

提案理由ですが、市の債権の管理の適正を期するため、条例を制定するものです。

次のページをお開き願います。

鹿角市債権管理条例（案）です。

市の債権は、本条例第 2 条にあるように公債権と私債権に大別されます。

そのうち公債権は、国税または地方税の例により滞納処分することができる強制徴収公債権と、民事訴訟法による支払督促、訴訟により債務名義を取得しなければ強制執行できない非強制徴収公債権の 2 つに分類されます。

また、私債権は、契約その他の私法上の原因に基づいて発生する債権で、支払猶予や債務免除の要件が厳格であるため、回収の見込みがない債務者に対しても督促を続けるなどして債権管理を継続したり、時効が完成しても債務者が援用しなければ債権が消滅しないことや、滞納処分のできない非強制徴収公債権も同様といった運用上の課題があります。

公正・公平を確保することと、合理化・能率化を図ることの 2 つの財産管理の基本原則を両立させながら、私債権と非強制徴収公債権の管理に係る問題点を解消し、市の債権管理を適正かつ能率的に行うため、条例を制定するものです。

第 1 条は条例の目的ですが、市の債権の管理の適正を期するため、管理に関する事務の処理その他必要な事項を定めることを目的とします。

第 2 条では、この条例で用いる「市の債権」、「公債権」、「強制徴収公債権」「非強制徴収公債権」「私債権」の用語の意義をそれぞれ当該各号のとおり定めます。

具体例で申し上げますと、強制徴収公債権としては、市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、認可保育所運営費負担金、下水道使用料や下水道受益者負担金などがこれに該当します。

また、非強制徴収公債権の例としては、生活保護法第 63 条に基づく生活保護費返還金、老人福祉費負担金、農業集落排水使用料などが該当します。

私債権の代表的な例としましては、住宅使用料、水道料金、学校給食費納付金、鹿角市奨学資金貸付金返還金などが挙げられます。

第 3 条は、法令等との関係に関する規定ですが、市の債権の管理に関する事務の処理について、法令又は他の条例もしくは規則に特別な定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる旨規定します。

第 4 条では、市の債権を適正に管理すべき市長の責務について定めます。

第 5 条では、市の債権を適正に管理するため、市長は台帳を整備する旨定めます。

第 6 条は、非強制徴収公債権及び私債権の放棄に関する規定です。

私債権については、時効を満了しても債務者からの時効の援用がなければ消滅しませんが、徴収不可能な債権が累積し、債権管理業務の効率化を図るため、債権の放棄を規定します。

また、債権の放棄は、地方自治法第 96 条第 1 項において、「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない」と規定され、同項第 10 号で「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること」と規定されており、債権の放棄には議会の議決が必要となっておりますが、本規定により、同号に規定された「条例に特別の定め」に該当することから議会の議決によらずに放棄できることを定めます。

第 6 条ですが、市長は、第 1 号から、次のページの第 3 号までのいずれかに該当する場合に限って、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる旨定めます。

第 1 号では、「債務者が時効を援用しない特別の理由がある場合を除き、私債権の消滅時効に係る時効期間が満了したとき」と定めます。

次のページをお開き下さい。

第 2 号では、実務上、強制徴収もできないことから、免責許可の決定の効力等を規定している破産法第 253 条第 1 項、更生債権等の免責等を規定している会社更生法第 204 条第 1 項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたときと規定します。

第 3 号では、「債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価格が強制執行をした場合の費用並びにほかの優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額を超えないと見込まれるとき」と規定します。

第 7 条では、非強制徴収公債権または私債権を放棄したときは、これを議会に報告することを規定し、議会の監視に関わらせることにより、債権放棄事務の適正を確保します。

第8条は、規則への委任規定を置きます。

附則ですが、この条例は令和7年1月1日から施行します。

以上で議案第68号の説明を終わります。

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等ございましたら発言願います。兎澤委員。

○**兎澤委員** 市の債権の管理条例ということですが、今までは債権の管理はどのような形で行われていたのでしょうか。

○**金澤委員長** 似鳥政策監。

○**似鳥総務課政策監 兼 行政班長** これまでは、それぞれ根拠法例等がございますので各課でその法令等に基づきまして適正な管理は行ってきております。先ほどの説明でも申し上げましたとおり、現状で実質的に強制徴収できない債権に関して管理を続けている課題もございますので、まずはその債権管理に関しまして条例でも債権の台帳を整備することにしておりますので、統一的方法で債権の発生、金額、債務者、その債権に関する徴収等の履歴について台帳という形で統一的管理を行いまして適正化を図ります。また、先ほど申し上げました実質的に強制徴収できない債権もありますので、債権の放棄は議会の議決事項になっておりますが、今回の条例制定により債権放棄できると規定させていただきまして、その整理の能率化を図るということで今回債権管理条例という形で体制を整えようと考えております。

○**金澤委員長** 兎澤委員。

○**兎澤委員** この条例を見たときに、今まで分散してあった管理をどこか部署みたいなところでまとめてやるのかなと考えたんですけども、そういうわけではないの。

○**金澤委員長** 似鳥政策監。

○**似鳥総務課政策監 兼 行政班長** 債権の管理に関しましては、今までどおり所管課で管理を行いますが、これを機に債権の管理状況を一体的な台帳を基にして把握する体制に努めたいと思っております。議員がおっしゃるその一元化に関しましてはこれまで庁内で検討した経緯がございますが、それによらずまずはその所管課で適正な管理を行った上で条例制定を機に庁内で情報共有を図るような体制を取って、市の債権管理の適正を図るために条例を制定したいと考えております。

○**金澤委員長** 笹本委員。

○**笹本委員** この債権管理条例でちょっと調べてみたら他の自治体で、例えば10年前くらい前にもう定めているところもあつたりしたんですけど、今このタイミングでこの条例をつくらないといけ

ないというきっかけになった状況はどういうところなんでしょうか。

○金澤委員長 似鳥政策監。

○似鳥総務課政策監 兼 行政班長 県内各市全部ではありませんけれども10年ほど前にこういった債権管理条例を定めて体制を整えるというのは承知しておりました。それを参考に数年前から検討してきた経緯がございます。一元化の課題などもございましたが、まずは債権管理条例を定める前にそれぞれの所管課で管理する債権の徴収の取組を積み重ねるということを優先させておりました。その上で今回の債権管理を台帳という形で統一的な対応を図るということで今回の提案に至ったわけですが、一つのきっかけとしましては、提案理由でも説明しましたとおり現に徴収できないで管理を続けている状況もございますので、何かをきっかけとしたタイミングというよりは、今までの検討の積み重ねで今回こういう体制を整えようという判断をした経緯がございます。

○金澤委員長 笹本委員。

○笹本委員 あと勉強も兼ねてと言うか、不納欠損と債権放棄の関係性なんですけど、これは不納欠損したとしても債権自体はずっと残っているというような解釈でしょうか。

○金澤委員長 似鳥政策監。

○似鳥総務課政策監 兼 行政班長 不納欠損を持って債権は消滅します。

○金澤委員長 総務課長。

○守田総務課長 債権によって強制徴収公債権の不納欠損であれば完全に消滅しますけれども、私債権につきましては、不納欠損したとしても残るという面があるので、それを整理するというのも課題にはなっております。

○金澤委員長 財政課長。

○相川財政課長 私から補足させていただきますが、結果として不納欠損処分できないということです。不納欠損処分を行うための根拠を備えられないので、強制徴収公債権以外は不納欠損できず滞納繰越額として次年度に繰り越していかざるを得ない。滞納額として累積してしまう状況が生まれます。これを解消するためには現状でも議会に債権放棄の議決を求めることでそれを根拠に不納欠損を行うことができますが、今似鳥班長が申し上げたとおり、例えば個人のAさんの滞納があるとしてそれが市税であったり住宅使用料であったり複数に及ぶ場合、恐らく生活困窮などを背景とすれば様々な債権を抱えているということがあると思います。これを債権項目ごとに個別に債権放棄を判断するというのは合理的ではございませんので、市の債権を集約して、それを合理的に整理する必要があるということで台帳を管理して判断していきましようということ、この条例でもって定めております。ですので、現状でも個別に放棄はできますが、そういう意味でも合

理的に行うことがかなわないということがありますので、条例制定をお願いしたいということがあります。

○**金澤委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 68 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ご異議ないものと認め、議案第 68 号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 69 号「督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○**守田総務課長** 続きまして、64 ページをお開き願います。

議案第 69 号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

提案理由ですが、督促手数料を廃止することに伴い、関係する条例について所要の改正を行うため、整備条例を制定するものです。

督促手数料は、市税等の公債権において督促状を発した場合、条例の定めるところにより、手数料を徴収することができることとされておりまして、本市では督促状 1 通につき 100 円を徴収する規定を設けております。

廃止に至った経緯でございますが、市税については、納税方法の拡大や収納事務の効率化等を図るため、令和 5 年 4 月から全国一斉に地方税の納付書に地方税統一 QR コードを印字することで、全国の都道府県、市町村でキャッシュレス決済が可能となりました。

これに伴い、金融機関窓口での納付期限経過後の督促手数料等に係る確認事務が廃止され、納付書に記載されている金額のみ収納する取扱いとなっております。

この金融機関の取扱いの変更により、督促手数料のみを請求する業務が発生するなど、事務量と経費負担の増大や費用対効果を勘案し、事務負担の軽減や納付者の利便性向上等を図るため、関係条例を整備し督促手数料を廃止するものです。

なお、督促状の発送及び延滞金の徴収につきましては、地方税法等の規定により引き続き実施いたします。

65 ページをお願いいたします。

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（案）です。

第 1 条は、鹿角市市税条例の一部改正です。

第 2 条第 2 号「徴収金」に係る用語の意義中、「督促手数料」の文言を削り、督促手数料を規定している第 9 条については、形骸を残して削除します。

第 2 条は、諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正です。

題名及び、次のページの第 1 条中「督促手数料及び」を削り、督促手数料を規定している第 4 条について形骸を残して削除します。

第 3 条は、鹿角市道路占用料徴収条例の一部改正です。

見出しを含む第 5 条中「督促手数料及び」の文言を削ります。

第 4 条は、鹿角市公共下水道条例の一部改正です。

次のページになりますが、使用料の減免等を規定する第 25 条中「督促手数料若しくは」の文言を削ります。

第 5 条は、鹿角市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正です。

延滞金の特例を規定する第 12 条中「督促手数料及び」を削ります。

第 6 条は、鹿角市介護保険条例の一部改正です。

督促手数料を規定している第 10 条第 3 項を削ります。

次のページをお開き下さい。

第 7 条は、鹿角市農業集落排水施設に関する条例の一部改正です。

見出しを含む第 17 条中「督促手数料及び」の文言を削ります。

第 8 条は、鹿角市公共下水道区域外流入受益者分担金徴収条例の一部改正です。

第 11 条中「督促手数料及び」の文言を削ります。

第 9 条は、鹿角市後期高齢者医療に関する条例の一部改正です。

次のページをお開き下さい。

見出しを含む第 5 条について、形骸を残して削除します。

第 10 条は、鹿角市大湯地区温泉条例の一部改正です。

見出しを含む第 23 条中「督促手数料及び」の文言を削ります。

附則ですが、第 1 項の施行期日として、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

第2項に経過措置規定を置き、この条例の施行の日前に発した督促に伴う督促手数料は、なお従前の例によるものとします。

以上で議案第69号の説明を終わります。

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等ございましたら発言願います。兎澤委員。

○**兎澤委員** この条例が制定したとして、今までかけていた督促手数料というのはどういう処理になるんですか。

○**金澤委員長** 似鳥政策監。

○**似鳥総務課政策監 兼 行政班長** 今回の条例改正の施行が来年の4月1日からになります。それ以降に発する督促状に係る手数料は徴収しないということになります。それ以前に発した督促状に係る手数料は従前どおり徴収するということになります。

○**金澤委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第69号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ご異議ないものと認め、議案第69号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第70号「令和6年度鹿角市一般会計補正予算（第9号）」中、条文、歳入全款、歳出1款議会費、2款1項総務管理費、5項選挙費、6項統計調査費、7項監査委員費、9款消防費、12款公債費を議題といたします。

これより、当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後順次質疑を受けてまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。財政課長。

○**相川財政課長** それでは、議案第70号令和6年度鹿角市一般会計補正予算（第9号）について、説明させていただきます。

補正予算書の4ページをお願いいたします。

令和6年度鹿角市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億701万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ204億5,791万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条で繰越明許費を、第3条で債務負担行為の追加を、第4条で地方債の追加及び変更をそれぞれ定めます。

令和6年11月29日提出。鹿角市長。

今回の補正の主な内容は、今後の予算執行見込みに応じた市道除排雪経費などの増額や秋田県人事委員会の勧告等を踏まえた人件費の調整などとなっております。

8ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費であります。8款2項道路橋りょう費の融雪施設整備事業について、市道湯坂線融雪施設更新工事が年度内で終わらない見込みであることから、繰越明許費を設定いたします。

第3表債務負担行為補正であります。令和6年度医学生修学資金貸付金は希望者2名分の貸与額として限度額2,840万円を、給食業務委託料は令和7年度当初からの学校給食業務を円滑に行うため、年度内に事務手続を進め契約する必要があることから、限度額1億886万1,000円をそれぞれ追加するものです。

第4表地方債補正は事業費の確定に合わせ、学校教育施設整備事業、農業用施設災害復旧事業及び農地災害復旧事業に係る借入れ限度額をそれぞれ記載のとおり追加するほか、臨時財政対策債の発行可能額の決定を受けまして、限度額を2,707万3,000円に変更いたします。

12ページをお願いいたします。

2歳入です。

10款1項1目1節地方交付税1億7,145万6,000円は、普通交付税の額が確定したことによる追加となります。

14款1項1目2節障害者福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金1,249万6,000円と障害者医療費負担金304万3,000円は、障害者自立支援や障害者医療扶助費の増加に伴い、それぞれ歳出に対応して国庫負担分を追加するもので、補助率は2分の1です。

4節児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付交付金1,796万7,000円は、私立認可保育園に対する委託事業の実績見込みによるもので、歳出に対応して増額します。

15款1項1目2節障害者福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金656万8,000円と障害者

医療費負担金 120 万 1,000 円は、障害者自立支援や障害者医療扶助費の増加に伴いそれぞれ歳出に対応して県負担金を追加するもので、補助率は4分の1です。

次のページをお願いします。

4 節児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費県費負担金 534 万 3,000 円は、私立認可保育園に対する委託事業の実績見込みによるもので、歳出に対応して増額します。

3 項委託金の補正は、1 目総務費委託金から、次のページ7 目消防費委託金までは、県からの権限移譲事務取扱交付金の確定による増減となります。

18 款 2 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金 1,224 万 3,000 円の減額は、特定財源の決定見込みと歳出事業費の執行見込みから基金に繰り戻すものでございます。

次のページをお願いします。

19 款 1 項 1 目 1 節前年度繰越金 3 億 4,186 万 7,000 円は、繰越金の確定によるものとなります。

20 款 5 項 5 目 1 節雑入の後期高齢者医療療養給付費負担金返還金 1,169 万 9,000 円は、令和 5 年度の実績確定に伴う負担金の返還です。

6 目 1 節過年度収入の生活保護費国庫負担金 1,611 万 5,000 円は、令和 5 年度の実績確定に伴う国庫負担金分です。

また、農地災害復旧事業費補助金 146 万 2,000 円と農業用施設災害復旧事業費補助金 1 億 3,312 万 2,000 円は、令和 4 年度の災害復旧に係る補助金で、それぞれ実績により本年度で収入するものです。

21 款市債については、第 4 表で説明したとおりですので省略いたします。

歳入の説明は以上です。

○**金澤委員長** 議会事務局長。

○**花ノ木議会事務局長** 17 ページをご覧ください。

3 の歳出ですが、1 款 1 項 1 目議会費の補正額 231 万 7,000 円は、秋田県人事委員会の勧告に基づく議員人件費及び職員人件費の調整に伴う追加です。

○**金澤委員長** 総務課長。

○**守田総務課長** 引き続き、2 款のうち当委員会に付託された項及び 9 款、12 款について説明をいたします。

ページはそのまま 17 ページです。

初めに、2 款の各項における人件費の補正は、特別職においては期末手当の改定、また一般職については給料月額、期末手当、勤勉手当の支給割合の改定などに伴う調整でありますので、以下、

人件費以外の内容について説明してまいります。

18 ページをお願いします。

4 目財政管理費の 0205 財政調整基金等積立金 2 億 7,100 万円の追加は、地方財政法第 7 条の規定に基づき、前年度繰越金の 2 分の 1 を下回らない額を財政調整基金に積み立てます。

13 目諸費 0110 返還金 4,397 万 2,000 円の追加は、令和 5 年度実績の確定に伴う新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金返還金など、次のページにまたがっておりますが、23 件の国庫負担金及び国庫補助金を返還するものです。

22 ページをお願いいたします。

5 項 4 目鹿角市議会議員一般選挙費の 0201 鹿角市議会議員一般選挙費 393 万 9,000 円の追加は、当初の想定を上回る立候補者数となることを見込み、選挙公営費用負担金等を増額するものです。

ページのほう飛びまして、35 ページをお願いします。

9 款 1 項 1 目常備消防費の 0105 鹿角広域行政組合負担金 1,250 万 5,000 円の増額は、人件費の調整のほか、来年度採用消防職員の防火服等の購入などによるものです。

飛びまして、40 ページをお願いします。

12 款 1 項 2 目利子の 0105 定時償還利子 860 万円の減額は、借入利率の確定によるものです。

以上で説明を終わります。

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、条文及び歳入全款について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。笹本委員。

○**笹本委員** 14 ページの財政調整基金繰入金ですが、この補正が通った後の残額の見込みはどれくらいでしょうか。

○**金澤委員長** 田村主幹。

○**田村財政課主幹 兼 財政班長** 12 月補正後の財政調整基金の残高であります。13 億 5,600 万円ほどとなっております。

○**金澤委員長** ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、次に歳出 1 款議会費について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、次に 2 款 1 項総務管理費について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、次に5項選挙費について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、次に6項統計調査費について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、次に7項監査委員費について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、次に9款消防費について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、次に12款公債費について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第70号中、当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ご異議ないものと認め、議案第70号中、当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第75号「鹿角市ハラスメント防止に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○**守田総務課長** 追加提出議案書の3ページをお開き願います。

議案第75号鹿角市ハラスメント防止に関する条例の制定についてであります。

提案理由ですが、市長等、職員及び議員によるハラスメントを防止するため、条例を制定するものです。

次のページをお願いします。

鹿角市ハラスメント防止に関する条例（案）です。

第1条は、この条例の目的ですが、「市長等、職員及び議員によるハラスメントの防止のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることにより、市長等、職員及び議員がハラスメントを理解し、人格を尊重し、快適に働くことができる良好な職場環境を確立する」と定めず。

第2条では、この条例で用いる用語の定義です。

「市長等」、「職員」、「議員」、「行政委員会等の委員」、次のページになりますが、「職場」、「ハラスメントに起因する問題」について、それぞれ当該各号のとおり定めるほか、4ページに戻りまして、第5号の「ハラスメント」につきましては、各種のハラスメント防止に関わる法令を根拠に国が大臣告示した指針等に基づき、5ページにかけて、それぞれ記載のとおり定めず。

第3条は、市長等の責務に関する規定です。

第1項各号において、市長は、職員がその能力を十分に発揮できる職場環境を確保するため、ハラスメントの防止や職員からの相談に応じて適切に対応するために必要な体制の整備、研修の実施、その他雇用管理上必要な措置等を講ずること。

ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講ずること。

ハラスメントを防止し、ハラスメントに起因する問題を解決するために職員が認識すべき事項について、指針を定め、周知徹底を行うことをそれぞれ定めず。

また、第2項から第4項までは、副市長、教育長、行政委員会等の委員の責務についてそれぞれ記載のとおり定めず。

次のページをお願いします。

第4条は、議員の責務に関する規定です。

議員は、鹿角市議会基本条例第3条の「議員の活動原則」、並びに鹿角市議会議員政治倫理条例第3条の「議員の責務」及び第4条の「政治倫理基準」に照らし合わせ、市民の代表者として、市政に携わる権能及び責務を深く自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの防止に努めなければならない旨定めず。

第5条は、職員及び管理監督者の責務に関する規定です。

第1項では、職員は、他の職員に対し、互いの人格を尊重し、職務遂行上の対等なパートナーで

あることを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならない。

第2項として、職員を管理監督する地位にある者は、良好な職場環境を確立するため、ハラスメントの防止に努めるほか、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、迅速かつ適切に対処するとともに、ハラスメントに係る調査等に協力しなければならない旨定めます。

第6条は、ハラスメントの禁止等に関する規定です。

第1項では、市長等、職員及び議員は、ハラスメントが個人の人格又は尊厳を不当に傷つける人権侵害に当たることを理解し、ハラスメントを行ってはならない。

また、第2項として、市長等、職員及び議員は、ハラスメントに起因する問題の解決のため、必要な調査等に誠実に協力しなければならない旨定めます。

第7条は、副市長等による権限の行使に関する規定です。

ハラスメントを行ったとされる者が、市長または議長である事案の際のこの条例の規定による権限の行使は、副市長、副議長等がそれぞれ記載のとおり行使する旨定めます。

第8条は、相談等の申出に関する規定です。

職場におけるハラスメントを受けた職員またはハラスメントを目撃し、若しくは把握した職員は、第9条第1項の「ハラスメント相談員」、または第10条第1項の「第三者相談窓口」、第11条第1項の「ハラスメント対策委員会」に対し、ハラスメントの相談及び苦情に関わる申出を行うことができる旨定めます。

次のページになりますが、第2項として、市長は、申出に対し、事実確認等の調査を行い、適正に対処しなければならない。

第3項として、市長は、申出に係る事案の当事者が議員とされている場合には、この申出について議長に報告し、協力して調査を行わなければならない旨定めます。

第9条は、ハラスメント相談員に関する規定です。

第1項では、申出に対応するための窓口としてハラスメント相談員を置くものとし、第2項では相談員の役割について。

第3項では相談員は職員のうちから市長が任命する旨定めます。

また、第4項では相談員の実事確認等の調査について。

第5項では、相談員が第11条に規定するハラスメント対策委員会に処理を依頼することができる事案について、それぞれ定めます。

第10条は、第三者相談窓口に関する規定です。

第1項では、申出に対し、円滑かつ公正な解決を図るため、第三者によるハラスメント相談窓口

を置く旨定めます。

第2項では、その第三者相談窓口の事務について。

第3項では、第三者相談窓口の相談員の選任についてそれぞれ定めます。

第11条は、ハラスメント対策委員会に関する規定です。

第1項では、申出などに対する事実確認等の調査を行い、事案の適切な処理及び解決について審議するため、鹿角市ハラスメント対策委員会を置く旨定めます。

第2項では委員会の事務について。

次のページになりますが、第3項及び第4項では、委員会の組織と委員となる者の充て職について。

第5項及び第6項では、臨時の委員について。

第7項では、当事者が職員である事案について、その処理が特に困難なものと認められるときは、市長にその旨を報告するものとする旨定めます。

第12条は、意見聴取に関する規定です。

市長は、第11条第2項各号または第7項の報告を受けたときは、当該事案の処理について第13条第1項のハラスメント審査会の意見を聞かなければならない旨定めます。

第13条は、ハラスメント審査会に関する規定です。

第1項では、当事者が市長等または議員である事案等の適切な処理及び解決について審議するため、鹿角市ハラスメント審査会を置く旨定めます。

第2項では、審査会の事務について。

第3項及び第4項では、審査会の組織と審査会の委員の委嘱について。

次のページになりますが、第5項では委員の任期について。

第6項及び第7項では、臨時の委員とその委嘱について。

第8項では、審査会の事実認定等の調査に当たっての証拠の提出等の求めに関して、それぞれ定めます。

第14条は、対応措置に関する規定です。

第1項では、事実確認等の調査により、職員によるハラスメントの事実が確認された場合の市長が行う対応措置のルールに関して、第2項と第3項に記載のとおりそれぞれ定めます。

第15条は、秘密の保持に関する規定です。

相談員、ハラスメント対策委員会、ハラスメント審査会の委員、そのた事案に関する業務に携わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする旨定めます。

第 16 条は、不利益な取扱いの禁止に関する規定です。

市長等、職員または議員は、職員が申出を行ったことを理由として、当該職員に対し不利益な取扱いをしてはならない旨定めます。

第 17 条は、申出件数の公表に関する規定です。

市長は、地方公務員法第 58 条の 2 第 3 項及び鹿角市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定による「公表」と併せて、申出の件数を公表するものとします。

第 18 条で、規則への委任規定を置きます。

次のページをお開き願います。

附則ですが、第 1 項で施行期日として、この条例は公布の日から施行するものとします。

第 2 項では、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ハラスメント審査会の委員の報酬を日額 2 万円とする旨定めます。

以上で議案第 75 号の説明を終わります。

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等ございましたら発言願います。笹本委員。

○**笹本委員** この条例の中で出てくる委員。相談員と対策委員会の委員と審査会の委員の 3 種類あると思うんですが、この相談員に関してはどのような方を任命するような感じで検討しているのでしょうか。

○**金澤委員長** 工藤主幹。

○**工藤総務課主幹 兼 職員班長** ハラスメント相談員については、昨日の議会でも質問があつて答えていますが 7 人を予定してしまして、総務課の職員ですとか、総務部長が指名する職員それから職員団体など合わせて 7 人と考えております。

○**金澤委員長** 笹本委員。

○**笹本委員** 相談員は必ずしも自分の部署じゃなくて他の部署の相談員とかになることもあると思うんですが、相談員が相談等を受けたとき対策委員会に報告するという形になると思うんですが、相談員同士の情報共有はどこまで考えていますか。あくまでその相談員が受ければその方が委員会に直接言うと。他の相談員の方はどの程度までその情報を共有するような考えでいるのでしょうか。

○**金澤委員長** 工藤主幹。

○**工藤総務課主幹 兼 職員班長** 女性であれば女性に相談するとか、男性であれば男性にとかもありますので、いろいろな年代もありますし、男女につきましても配慮しながら同じくらいの人数を

考えています。それぞれ共有してほしい場合もあるしされたくない場合もありますので、基本的にはその相談員が相談を受けて、その対応については相談員の範囲内でできることであれば解決までお願いすることにしていますが、難しい場合は総務課に相談するですか、調査が難しい場合はハラスメント対策委員会に調査をお願いするという形で、対応できるものは対応していただき、対応できないものについては総務課なりに情報を出してもらおうということで、相談員の中での情報共有というのは今のところ考えていないところです。

○金澤委員長 ほかにございませんか。湯瀬委員。

○湯瀬委員 既存のアンケートボックスと申しますか、そういうのが庁舎内にあると思うんですけども、それは排除ということになるのでしょうか。それは今後も生きていくということですか。

○金澤委員長 総務課長。

○守田総務課長 すみません。アンケートボックスとおっしゃっているのは、何のことになりましたでしょうか。

○金澤委員長 湯瀬委員。

○湯瀬委員 アンケートボックスと申しますか、職員が日ごろ感じていることを相談窓口のような、ボックスとかがあるという話を聞いたんですが、ないんですか。

○金澤委員長 総務課長。

○守田総務課長 ハラスメントに関する相談ということではなく、広く一般相談ということでしょうか。（「はい」の声あり）特に紙ベースで、アンケートボックスで相談内容を収集するようなものは現在設置しておりませんが、今はグループウェアと申しますか、庁内のネットワークを通じて担当には様々な相談というのは寄せることができるような体制になっておりますし、また庁内ネットワーク上ではなく直接話をしたいという場合は申入れがあれば随時対応している状況でございます。

○金澤委員長 湯瀬委員。

○湯瀬委員 分かりました。基本的な流れとしては、最初に相談員へ申出をすると。その後の流れ的にはどういう感じになるのでしょうか。

○金澤委員長 工藤主幹。

○工藤総務課主幹 兼 職員班長 職員の場合であれば相談員が相談を受けて申出を総務課、それからハラスメント対策委員会にすると。職員同士であればハラスメント対策委員会、内部の組織のほうで協議して対策、是正措置などを図っていくというところでございます。それで認定が出ればそれは懲戒審査会などで非違行為があったとすれば処分につながるということですが、まず

そうならないようにすることも大事ですので改善策などを考えていくということになります。それから特別職ですとか、市長と議員のときは調査が難しい部分もありますので、対策委員会なりで調査等をしますが、最終的な審査については審査会外部委員の 3 人の中の審査会で事実確認なり認定行為、それから実際に認定であったかどうかなどを客観的に審査して、それを答申していただきまして、それを基に客観的な事実があったとすれば公表することができるとありますので、市長部局のほうの公表は市長がしますし、議員の場合であれば議会のほうで公表をすることができるということにしております。

○**金澤委員長** ほかにございませんか。宮野委員。

○**宮野委員** これはコロナ前からハラスメントのことについてはいろいろ問題があって、急激にコロナ明けから出てきたような思いがあります。これはここだけじゃなくてどこの企業でもこういう説明会とかいろいろ開いているわけだ。役所の場合は最近面倒くさいことを言っているわけだよ。相談する人が 3 人とかね。やっぱり審査会のメンバーが 3 人でしょ。そこまで持っていくのに仲間内で相談したりそういうことだって別に可能なわけだよ。そうじゃないですか。こういうことをまず受けましたよと、その相談員に行かなくても。企業ではそういうふうな形を取っていません、企業ではね。これはどこの企業だって 5 人以上いるところはこういう説明会も開いているんだもの、組織でね。ですから随分堅苦しいような話をしていますけれども、やっぱり問題があるかないかで決めるときはこの 3 人でやりますよと。それ以外だとどこからどういうふうに話を持っていっても通じるようなシステムにしておいたほうがいいと思います。この 3 人でなければだめだとか、また次の段階でこういう人でなければだめだとかね。大体役所の中でそういう説明会とかは開いたの、それだけひとつ教えて。

○**金澤委員長** 総務課長。

○**守田総務課長** 今回の条例の新しい体制についての説明会というのは、条例が可決された後に説明会という形になるか文書での通知という形になろうかと思っておりますけれども、周知を図っていきたいと思っております。これまでも文書では現在の要綱等の内容、それからマニュアル、指針、そうしたものについては周知を図ってまいりました。それで今おっしゃっていただきました、その全てを審査会にかけるのではなく、事業所としてできる対応があるのではないかという部分についてでありますけれども、現在の要綱においても職員同士のハラスメントの訴えについてはそうした機能を含んでいまして、ハラスメントもやはり双方に言い分もございまして、訴えが出たから直ぐに審査会ということではなくて、その誤解を解くような作業とか話を聞いて相談に乗るようなお互いが理解を深められるような段階を踏んで次に進むという流れにはなっております。ただ現

在の要綱では特別職に対する対応が含まれていないのでそこが難しい部分であったということと、それから特別職に対して事情聴取して助言をしたり斡旋をしたりということは、なかなか一般の職員には難しい部分がございますので事案の内容にはよるとは思いますけれども、ハラスメントも主観的にハラスメントとして認定されるものと、客観的な判断が必要なものとがございますので、そうしたものににつきましては外部の有識者の力を借りることが必要になってくるケースも想定されるということで今回の条例を調整しているところでございます。

○金澤委員長 宮野委員。

○宮野委員 よく分かりました。ただ企業では啓発的なことで私方も方々でハラスメントというのかな、そういう啓発的なことはやっぱり勉強会を開いているわけだよね。なのでそういうのを役所で開いているのかなと。文書の話もさっき出たんだけど、よく分かりました。

○金澤委員長 工藤主幹。

○工藤総務課主幹 兼 職員班長 ハラスメント研修ですけれども、毎年行っているわけではないですが職員研修の一環として行っております。それから班長級の方、副主幹・主幹の方にはeラーニングで毎年数名が受講されているという状況であります。来年度に関しましては、ハラスメント研修を計画しているところでありますが、何かまかある内の一こまを特別職議員ですとか行政委員会の委員に呼びかけて特別職の方への研修ということを計画しているところであります。

○金澤委員長 笹本委員。

○笹本委員 今の質問に関連するんですけども、例えば最後の審査会というのは加害者と言われている方が認めるか認めていないとかそういうところによって段階が変わってくると思うんですけども、相談員のところで解決した場合、対策委員会で解決した場合、審査委員会で解決した場合で、それぞれの解決というか、こういう事実がありましたねともう認めている場合には、こういう事実があったんだねということになると思うんですけど、どこの段階で出すかによって何か行政上のより高い強制力というか、より高い次元のオフィシャルな判断という扱いになるのか、それとも場所が違ってそこで得られた結論の質自体というのは基本的には同じと捉えていいのでしょうか。

○金澤委員長 総務課長。

○守田総務課長 今回の条例ですけれども職員同士の場合ですとか、それから特別職の場合ということで少し流れがそれぞれ違ってきます。相談の内容、ケースによってもその対応の仕方が異なってくると思います。ですからご質問にありました段階による重さというか、そういうところにつきましては、相談されたケースによって対応が異なるものであるということで、例え

ば審査会なので必ずこうとか、対策委員会にかかったら必ず処分をされるとかそういうことではなくて、それぞれの相談の段階に応じた対応を行っていくということになると思っております。

○金澤委員長 笹本委員。

○笹本委員 分かりました。例えば裁判所の判決って法的に影響力があるものじゃないですか。でもあくまで中でやるものに関しての権威とか、そういったものの違いみたいなものはあるのかなと思って質問しました。

○金澤委員長 総務課長。

○守田総務課長 ハラスメントの内容によっては職員の場合は懲戒処分に該当する事例が全国でも出ておりますし、考えられる内容になるんですけれども、そうしたものについては対策委員会のほうでこれは懲戒処分の検証が必要だろうということになれば、別途、職員の分限懲戒審査のほうで懲戒処分の検討を行うということになります。また、特別職に関しましては懲戒処分の対象となっておりませんことから、そうした審査の対象にはならないわけですが、今回条例を制定することによって特別職に関してはその内容の公表を行うということを抑止力の一つとしているところでございます。

○金澤委員長 宮野委員。

○宮野委員 疑問なんですけれども抑止力と、それだけじゃなくてそれを飛び越えて自分で命を絶ったとかそういうことだってあり得るんだから、そうなれば当然裁判沙汰になるよね。そういうこともあり得るということ、これでははっきりしないんだけどね、今の条例ではそこまではいけないんだけど。これは相手によってはそういうこともあり得るわけで、そう思いますよ。

○金澤委員長 総務課長。

○守田総務課長 抑止力と申し上げましたのは、最終的な懲罰というところでのご質問かと思いましたが、職員に対しては懲戒処分があると。それに対して特別職については公表という手段になるというところで申し上げましたけれども、公表されることによってそうした事態が心配されることもあるのではないかとということで、よろしいでしょうか。

公表もすべからくするというのではなく、個人のプライバシーもございますので、その辺はある程度配慮をケースによってした上で、なされるものだと考えております。（「分かりました」の声あり）

○金澤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 75 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第 75 号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、6 陳情第 14 号「地方自治を無視する国に沖縄との対話を求める意見書の提出に関する陳情」について、審査いたします。それでは委員の皆さんより、ご意見を述べていただきたいと思います。宮野委員。

○宮野委員 沖縄に関することなのでね。今議員が 17 名いて、その議員から紹介されてここに記載されていればその人から詳しく聞きたいんだけど、どういう趣旨なのかね。ですから私は、この件に関しては不採択という思いです。

○金澤委員長 不採択以外の意見はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 それでは、本陳情を不採択とすべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、6 陳情第 14 号につきましては、不採択とすべきものと決します。

以上で、当常任委員会に付託されました案件についての審査は終了いたしました。

【案 件】 (2) その他

○金澤委員長 次に、(2)その他に入ります。

委員の皆さん及び当局から、何かございましたら発言願います。湯瀬委員。

○湯瀬委員 消防関係で、消火栓についてですが、うちの近くにある消火栓でいつ頃からか詳しくは分からないんですが、お盆前からかもしれないんですが、使用不可の紙が貼られているんです。やはり近くの自治会の方とか近所の方からよく言われるんですが、いつ直るのかと聞かれるんですよ。結構時間が経っているんで、その辺どうなっているのか、よかったら教えていただきたいと思います。

○金澤委員長 黒沢総務課付課長待遇。

○黒沢総務課付課長待遇 国道から下の湯に斜めに入っていくところともう一つは川原ノ湯と、2 か

所ほど消火栓が使用できないのは把握しているんですが、そちらに関しては、これから修理することとで手配済みです。

○金澤委員長 湯瀬委員。

○湯瀬委員 何か月か、結構経つんですよね。その原因は何だったんですか。部品交換で、その部品が入ってこないとか、何なんでしょうか。

○金澤委員長 黒沢総務課付課長待遇。

○黒沢総務課付課長待遇 消火栓に関しましては、計画的にオーバーホールとか定期的にチェックをかけている中で、部品とかオーバーホールが必要だとか、そういうのが出てきたものに関しては、予算の状況も見ながら、あと緊急度や場所的などところも見ながら、計画的に進めているところです。いずれ大湯に関しては、これから直す手配をしている状況です。

○金澤委員長 湯瀬委員。

○湯瀬委員 分かりました。今、消火栓が撤去になっているところもあるので、もしかしたらこのまま撤去されるのかなというところもあったので質問をしました。ありがとうございます。なるべく早めに直すようにお願いします。

○金澤委員長 笹本委員。

○笹本委員 今の答弁で思ったんですけど、そういう消火栓の修理、消火栓が使えない状態にあるという情報共有は、消防本部とその地区の消防団には情報はあるんですよね。ですので、議会とかよりは、お近くの消防団員とかに聞けば適切な回答が出てくる状況なのかだけ、教えてください。

○金澤委員長 本田総務課付課長待遇。

○本田総務課付課長待遇 消防水利が使えない場合につきましては、地元の分団に連絡をしておりますけれども、故障の原因までは説明がされていない状況でございます。ただ、地元分団だけがその消火栓を使うということではありませんので、消火栓自体に使えない場合は使用不可と表示をさせていただいております。

○金澤委員長 笹本委員。

○笹本委員 復旧見込みまで共有はされているんですか。

○金澤委員長 本田総務課付課長待遇。

○本田総務課付課長待遇 修繕が必要だとなった場合に、正直なところ復旧の見込みまでは、こちらでも見込めませんので、その時点で消防団の方々には連絡をしておりません。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、その他についてはこれで終わります。

ここでお諮りいたします。

本日審査いたしました案件についての委員長報告書の作成についてであります。私と副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、そのようにさせていただきます。

次に、当常任委員会の閉会中の審査事件につきましては、「市総合計画の推進について」とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、そのように私から議長に申出をいたしますので、ご了承願います。

【閉 会】

○金澤委員長 以上をもちまして、本日予定いたしました事項の協議は全て終了いたしました。

当局におかれましては、ただいま出されました要望・ご意見等について十分検討され、それぞれ措置願いたいと思います。

それでは、ただいまの時刻をもって、総務財政常任委員会を閉会いたします。

なお、16日の会議は休会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時58分 閉会